

佐賀市人権教育・啓発基本方針の見直しについて

1 目的

佐賀市人権教育・啓発基本方針の策定（平成20年2月）から平成30年で10年となる。この間、人権問題に関係する法律が新たに施行されるなど、社会情勢や世界的な動向が変化し、人権問題は複雑・多様化してきている。

このような現状に対応するため方針の見直しを行う。

2 期間

平成29、30年度の2カ年計画で進める

3 見直し内容

（1）新たな人権問題への対応

- ① 東日本大震災に起因する人権問題
- ② 性的指向・性自認等（LGBTs）に関する人権問題

（2）既存の人権問題への対応

- ① 同和問題
【部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）】
- ② 障がい者の人権
【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）】
- ③ 外国人に対する人権問題
【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月3日施行）】
- ④ 女性問題
- ⑤ インターネットによる人権侵害
- ⑥ その他の人権問題

4 関係各課

総務法制課、人事課、情報課、男女共同参画課、市民生活課、生活安全課、協働推進課、福祉総務課、生活福祉課、健康づくり課、障がい福祉課、高齢福祉課、子育て総務課、こども家庭課、保育幼稚園課、学校教育課、社会教育課

5 佐賀県の状況

平成29年度に基本方針の見直しを行う。